

大阪市従業員労働組合との交渉議事録

平成29年度6月期の期末・勤勉手当について

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との本交渉

日時 平成29年5月31日(水)午後6時30分

場所 環境施設組合 会議室B

(組合)

5月10日の団体交渉で市従は、環境施設組合に対し、2017年度夏季手当要求の申し入れを行い、環境施設組合として独自性、主体性を発揮し、労働協約に基づき、労使合意を基本に誠意をもって交渉を行うよう求めてきた。

本日は、市従の申し入れに対する環境施設組合としての具体的な回答を示されたい。

(環境施設組合)

夏季手当について、次のとおり回答する。

まず、再任用職員以外の職員についてであるが、期末手当は1.225月とする。勤勉手当については原資を0.85月としたうえで、昨年度の人事考課における相対評価区分に応じ、第1から第3区分の者には0.85月プラス割増支給、第4区分の者には0.811月、第5区分の者には0.771月を支給する。

割増支給の配分についてであるが、原資月数と第4・第5区分の月数との差にかかる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分し、扶養手当にかかる原資は第1から第3区分の者に6対4対1の割合で配分する。

なお、人事評価基準日である3月31日の級と勤勉手当基準日である6月1日の級が異なる者については、懲戒処分等があった場合を除き、第3区分の月数とする。

次に、再任用職員についてであるが、期末手当は0.65月とする。勤勉手当は原資を0.4月としたうえで、昨年度の人事考課における相対評価区分に応じ、第1・第2区分の者には0.4月プラス割増支給、第3区分の者には0.4月、第4区分の者には0.381月、第5区分の者には0.360月を支給する。

割増支給の配分についてであるが、原資月数と第4・第5区分の月数との差にか

かる原資は第1・第2区分の者に2対1の割合で配分する。

なお、今年度から再任用職員になった者については、懲戒処分等があった場合を除き、第3区分の月数とする。

次に、支給日についてであるが、6月30日、金曜日とする。

なお、期末・勤勉手当の配分は以上のとおりであるが、条例に定められている支給総額を超えないよう調整する場合があることにご留意いただきたい。

以上が、大阪市の動向を見据えたうえでの、夏季手当についての回答であるので、よろしく願います。

(組合)

ただ今、事務局長より、2017年度夏季手当要求に対する回答が示された。

回答内容については、5月29日の市労連と大阪市との間で行なわれた「2017年夏期一時金」第2回団体交渉を踏まえた内容となっている。

「相対評価結果に基づく昇給制度および勤勉手当制度」については、市労連と大阪市との労使交渉で合意に至っておらず、市従としても相対評価の導入が公務に馴染まない制度であると認識している。そうしたことから、相対評価結果に基づく給与反映は行なうべきでないと繰り返し指摘してきた。

市従は、この間の交渉でも指摘してきたが、大阪市とは別組織である環境施設組合として、相対評価結果に基づく夏季手当への反映については、独自性と主体性を発揮し、再考するべきであると考えている。

まず、この点について、環境施設組合の認識を質しておく。

さらに、市従は、2017年度夏季手当要求の申し入れの際、環境施設組合に対し、組合員の労働意欲の喪失や、士気の低下につながりかねない「給料月額削減措置」について、早急に終了するよう強く求めてきた。

この点についても、改めて環境施設組合としての認識を示されたい。

(環境施設組合)

ただいま委員長から、「相対評価結果に基づく昇給制度および勤勉手当制度」「給料月額削減措置」についてご指摘がありましたが、この間、職員の勤務労働条件においては、大阪市と同水準を確保することとしており、あくまで大阪市の動向を

見据えたうえで、必要に応じて条例改正等を実施し、改善を図っていく所存であることから、ご指摘のあった点においても、大阪市と同様に取り扱うことが大前提であると考えているので、ご理解賜りたい。

(組合)

ただ今、事務局長より、「職員の勤務労働条件においては、大阪市と同水準を確保する。大阪市の動向を見据えたうえで、必要に応じて条例改正等を実施し、改善を図っていく」との考え方が示された。

これまでも幾度となく指摘してきたが、組合員は、給与水準や勤務労働条件が厳しい状況下にあっても、質の高い公共サービスを提供するため、昼夜を問わず各現場で創意工夫を重ね、環境施設組合の職員としての自覚と誇り、責任を持ち、円滑な事業運営に努めてきた。繰り返しになるが、組合員の勤務意欲向上のためにも「給料月額の減額措置」については、即時終了するよう求めておく。

さらに、相対評価による一時金及び給与への反映は、問題点が多く、組合員の納得も得られないことから、環境施設組合として、主体的に見直すよう求めておく。

その上で、回答内容については、市従組合員の厳しい生活実態からすると納得できるものではないが、この間の市労連と大阪市との「2017年度夏期一時金」にかかる交渉経過や至っている状況などを踏まえ、一定判断せざるを得ないものとする。

今後、環境施設組合として、独自性・主体性を発揮し、各現場で努力している市従組合員の役割と実績を十分認識され、「相対評価に基づく給与反映」にかかる問題点の検証や「給料月額の減額措置」の終了など、勤務労働条件の改善に向け、誠意ある対応を行うよう改めて求め、環境施設組合の回答を基本的に了解することとし、本日の交渉を終了する。